

船員の治療と就業の両立に関する支援制度・支援機関

1 船員が利用できる支援制度・機関

(1) 利用可能な支援制度

類型	制度	概要（両立支援と関連する部分）	
医療費	高額医療費制度	申請窓口	公的医療保険の担当窓口
		支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者
	高額医療費制度	支援内容	同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が後で払い戻される制度。自己負担限度額は被保険者の年齢・所得状況により設定されている。診療月から払い戻しまでは通常、3か月以上かかる。
		申請窓口	公的医療保険の担当窓口
	限度額適用認定証	支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者
		支援内容	事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで高額療養費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額以内に抑えられる。
	高額療養費貸付制度	申請窓口	公的医療保険の担当窓口
		支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者
	高額療養費貸付制度	支援内容	同一月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、当座の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の8割相当の貸付を無利子で受けられる。
		申請窓口	公的医療保険の担当窓口
高額医療・高額介護合算療養費制度	支援対象者	公的医療保険の被保険者・被扶養者で1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があった者	
	支援内容	同一年に自身や生計を一にする配偶者・その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられる。	
確定申告による医療費控除	申請窓口	地方公共団体の担当窓口（難病：都道府県、指定都市）（小児慢性特定疾患：都道府県、指定都市、中核市等）	
	支援対象者	国が指定した難病（小児慢性特定疾患）の患者のうち一定の基準を満たす者	
	支援内容	自己負担割合を軽減し、また毎月一定金額（負担上限月額）を超えた分の医療費について助成を受けられる。	
肝炎患者（B型・C型）に対する医療費の支援	申請窓口	居住する都道府県の担当窓口	
	支援内容	B型・C型ウイルス性肝炎患者 核酸アナログ製剤治療やインターフェロンフリー治療等による肝炎の医療費や肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの分子標的薬等に係る通院治療の医療費について、高額療養費の限度額を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、医療費の助成を受けられる。その他、初回精密検査費や定期検査費（年2回まで）の助成を受けられる。	

類型	制度	概要（両立支援と関連する部分）	
医療費	肝炎患者（B型・C型）に対する医療費の支援	申請窓口	居住する都道府県の担当窓口
		支援対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
	支援内容	核酸アナログ製剤治療やインターフェロンフリー治療等による肝炎の医療費や肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの分子標的薬等に係る通院治療の医療費について、高額療養費の限度額を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、医療費の助成を受けられる。その他、初回精密検査費や定期検査費（年2回まで）の助成を受けられる。	
	自立支援医療制度	申請窓口	居住する市区町村の担当窓口
		支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体に障害を有する者（18歳以上の場合は、身体障害者手帳が必要） 精神疾患のために継続的な通院による医療を必要とする者
		支援内容	心身の障害の軽減のための医療について、自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示することにより所得等に応じて、自己負担額の軽減措置が受けられる。
生活支援	傷病手当金	申請窓口	協会けんぽ、健康保険組合担当窓口
		支援対象者	協会けんぽ、健康保険組合の被保険者で、傷病のために会社を休み、事業主から十分な報酬を得られない者（ただし任意継続の被保険者は対象外）
	支援内容	<p>以下の4条件すべてに該当した場合に、支給開始日から通算して1年6か月に達する間、1日当たり被保険者の標準報酬月額額の30分の1の3分の2相当額の支払いを受けられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務外の事由による傷病の療養のための休業である。 就業が不可能である。 連続する3日間を含み4日以上就業できなかった。 休業期間について給与等の支払いがない（支払額が傷病手当金の額より少ない場合は差額の支給を受けられる。）。 	
	生活福祉資金貸付制度	申請窓口	居住する市区町村の社会福祉協議会
		支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。（低所得者世帯） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯。（障害者世帯） 65歳以上の高齢者の属する世帯。（高齢者世帯）
		支援内容	無利子または低金利で、生活再建に必要な生活費等の貸付を受けられる。
	介護保険制度	申請窓口	住所のある市区町村の介護保険担当窓口
		支援対象者	要介護認定等を受けた者
		支援内容	要介護認定等を受けた者の必要に応じて、所得の状況により1割～3割の自己負担により、介護サービスを受けることができる（40～64歳の第2号被保険者は1割）。

類型	制度	概要（両立支援と関連する部分）		
生活支援	障害年金	申請窓口	年金事務所、街角の年金相談センター 障害基礎年金は、住所のある市区町村の国民年金担当窓口でも申請できる。	
		支援対象者	国民年金もしくは厚生年金保険の被保険者期間もしくは日本国内に住所を有する60歳から65歳までの間に障害の原因となった傷病の初診日があり一定の保険料納付済期間等を有する者又は20歳未満に初診日があり日本国内に住所を有する者であって、障害等級1級又は2級（厚生年金保険の被保険者等は1級、2級、3級又は障害手当金のいずれか）に該当する者	
		支援内容	国民年金に加入中等に初診日がある場合は、障害基礎年金を受給できる。厚生年金保険に加入中に初診日がある場合は、障害厚生年金又は障害手当金（一時金）を受給できる（1級又は2級の場合は、障害基礎年金も併せて受給できる）。	
	身体障害者手帳	申請窓口	居住する市区町村の障害福祉担当窓口	
		支援対象者	身体障害者福祉法別表に定める障害の状態にあると認められた者	
	支援内容	各自治体が認定基準に該当すると認めた場合に、手帳が交付される。手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられるほか、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免等のサービスを受けることができる。		
	精神障害者保健福祉手帳	申請窓口	居住する市区町村の障害福祉担当窓口	
		支援対象者	精神保健福祉法施行令に定める1級～3級の精神障害の状態にあると認められた者	
	支援内容	各自治体が認定基準に該当すると認めた場合に、手帳が交付される。手帳が交付されると、公共施設の利用料金の割引等のサービスを受けることができる。		
	障害福祉サービス	申請窓口	居住する市区町村の障害福祉担当窓口	
		支援対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者	
	支援内容	障害支援区分等に応じて、介護や訓練等の支援を受けられる。費用の自己負担は世帯の負担能力に応じた額となる。		

(2) 利用可能な支援機関

類型	名称	概要（両立支援と関連する部分）
医療機関	がん診療連携拠点病院等	がん医療の均てん化等を目的に整備が進められてきた病院であり、院内に設置されているがん相談支援センターでは、就労に関する相談支援を行っている。必要に応じて、産業保健総合支援センターやハローワーク等と連携し、相談への対応を行う。
	肝疾患診療連携拠点病院	肝炎患者等が、居住地にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため整備が進められてきた病院であり、肝疾患に係る一般的な医療情報の提供や医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催や肝疾患に関する相談支援等を行う。院内に設置されている肝疾患相談支援センターでは、相談員（医師、看護師等）が患者及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行っている。また、保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行う。
	難病診療連携拠点病院	難病の患者がどこに暮らしていても、疾病の特性に応じて早期の診断が付き、適切な治療を受けられるようにするために整備された病院であり、難病相談支援センターと連携しながら難病患者への支援を行う。
	労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、北海道せき損センター	労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、北海道せき損センター及び労災病院併設の治療就労両立支援センターでは、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルス等全ての疾病について、休業からの職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施している。
	労災病院の治療就労両立支援センター	国9つの労災病院併設の治療就労両立支援センター（東北、東京、関東、横浜、中部、大阪、関西、中国、九州）では、医療ソーシャルワーカーや公認心理師等を配置して、全ての疾病について治療と仕事の両立支援を実施するとともに、先駆的に事例を集積し、両立支援マニュアルの作成・普及を行っている。
その他	難病相談支援センター	難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設であり、難病診療連携拠点病院等、ハローワーク等の就労支援機関などと連携しながら難病患者への支援を行っている。
	精神保健福祉センター・保健所	精神保健福祉に関する相談指導、知識の普及等を行っているほか、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する相談指導、心の健康づくり等の事業を実施している

2 船舶所有者が利用できる支援制度・支援機関

(1) 利用可能な支援制度

機関	概要（両立支援と関連する部分）
団体経由産業保健活動推進助成金	<p>【申請窓口】独立行政法人労働者健康安全機構 https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx</p> <p>事業主団体等や労働保険の特別加入団体が、傘下の中小企業等に対して、治療と仕事の両立支援を含めた産業保健サービスを提供する費用の一部を助成する。（活動費用の4/5。上限100万円。）</p>
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	<p>【申請窓口】都道府県労働局</p> <p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換する事業主に対して助成する。</p>

(2) 利用可能な支援機関

機関	概要（両立支援と関連する部分）
産業保健総合支援センター	<p>都道府県産業保健総合支援センターにおいて、治療と仕事の両立支援の専門スタッフを配置し、以下のような企業支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業医等の産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修 関係者からの相談対応 事業主等に対する啓発セミナー 事業場への訪問による両立支援の制度導入等の支援 労働者（患者）と事業主の間の個別調整支援 <p>これらは主に陸上労働者を念頭とした内容であるものの、船員の治療と就業の両立支援を検討する際にも活用することが想定される。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行っている。</p> <p>※詳細は下記URLをご参照ください。 ▶厚生労働省ウェブサイト（障害者就業・生活支援センターについて） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html</p>
地域障害者職業センター	<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により各都道府県に1か所（そのほか支所5か所）設置・運営されている地域障害者職業センターでは、専門職の「障害者職業カウンセラー」を配置し、障害者一人ひとりのニーズに応じて職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施している。加えて、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施している。</p> <p>※詳細は下記URLをご参照下さい。 ▶独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ウェブサイト（地域障害者職業センター） https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html</p>
難病相談支援センター	<p>難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設であり、難病診療連携拠点病院等、ハローワーク等の就労支援機関などと連携しながら難病患者への支援を行っている。</p> <p>さらに、以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者からの相談対応・患者（労働者）と事業者の間の調整支援等 難病に理解のある企業を積極的に周知する取組やイベント・企業等を対象にした難病に対する理解を深める取組

各種制度の対象となるか否かは、船員や船舶所有者の状況等により異なる場合がございます。詳細は各制度等を所管する機関へお問い合わせください。